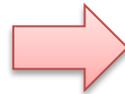


外国人医師に関連する内閣府からの検討事項に対する厚生労働省の考え

検討事項

- 臨床修練制度から二国間協定の枠組みへの移行の円滑化や、修練制度の受け入れ機関の拡充、修練制度ではない仕組みの創設等、外国人医師の受け入れ拡大に向けて何らかの制度改正を講ずることを検討する。
- 二国間協定による外国人医師が、日本の保険の適用が認められている外国人を診療した場合の保険適用について検討する。



厚生労働省の考え

- 臨床修練を行った外国人医師については、二国間協定に基づく英語の医師国家試験において実地試験を省略できるよう検討する。
- また、臨床修練制度については、平成26年10月から、受入機関の対象範囲が、「臨床修練病院の指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」にまで拡大されたが、国家戦略特区においては、この条件を更に緩和し、指導医を確保できる診療所であれば、臨床修練を行えるよう検討する。
- さらに、臨床修練制度は外国人医師の医療研修を目的としたものであるが、その結果として医師不足等の解消に資するという側面がある。今後、臨床修練制度にはこのような側面があることを周知する。
- なお、「二国間協定による外国人医師が、日本の保険の適用が認められている外国人を診療した場合の保険適用」については、対応は困難。